

大
館
市

農業委員会 だより

第69号

令和元年9月1日発行

さわやかに香るビールの原料

「毬花(まりばな)」

ホップ畑見学体験の様子

(開催日:7月20日(土) 会場:比内町中野)



地域農業を守るために



大館市農業委員会

会長 糸屋 由衛門

皆様には、日頃より農業委員会活動にご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、時代は平成から令和に移り変わり、新たな時代の農業委員会として、自ら行動する組織となるべく、これまで以上に地域に密着した活動を推進していかねければならないと、強く思っております。

耕作者の高齢化や病気のためリタイアする農業者が増える中、地域の農地を守る担い手不足が深刻な問題となっており、また、このことを起因として遊休農地が増加しております。

この現状を打開するために、農業委員会ではおおむね10年後の農地利用の状況を把握することを目的にアンケート調査を実施して、この調査の結果を分析した上で、地域での話し合いを行いたいと考えております。

地域での話し合いでは、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や、当該地域における農業の将来の在り方を明確化して、地域の農地利用の設計図である「人・農地プラン」の見直しにつなげ、このプランを核として、地域農業を担う世代へ引き継いでいく体制を整えて行きたいと思っております。

大館市農業委員会では、以上の取り組みの第一段階として、今月中にアンケート調査を実施しますので、調査用紙が届いた際は、趣旨をご理解の上、ご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

総会開催・申請受付日程

大館市農業委員会では、毎月1回総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等をしようとする方は、受付締切日までに農業委員会に申請書を提出してください。

令和元年9月から令和2年7月までの農業委員会総会の開催予定は、次のとおりです。

総会開催予定日	転用申請届出受付締切日	各種申請届出受付締切日 (転用以外)	転用等現地調査日
令和元年9月13日(金)	8月26日(月)	8月30日(金)	9月6日(金)
10月16日(水)	9月25日(水)	9月30日(月)	10月4日(金)
11月15日(金)	10月25日(金)	10月30日(水)	11月6日(水)
12月10日(火)	11月20日(水)		12月3日(火)
令和2年1月16日(木)	12月24日(火)		1月9日(木)
2月13日(木)	1月24日(金)	1月30日(木)	2月4日(火)
3月13日(金)	2月25日(火)	2月28日(金)	3月5日(木)
4月15日(水)	3月25日(水)	3月30日(月)	4月7日(火)
5月15日(金)	4月20日(月)		5月8日(金)
6月11日(木)	5月25日(月)	5月29日(金)	6月3日(水)
7月14日(火)	6月25日(木)	6月30日(火)	7月3日(金)

※総会開催日は変更になる場合があります。

農地の利用意向調査を実施します

・・・地域農業の将来に関して、皆さんのお考えをお聞かせ願います・・・

この調査は、大館市が作成している地域農業の振興に必要となる「人・農地プラン」を実質化（地域農業の将来の在りかたを明確化すること）するとともに、「農地中間管理事業」等による農地の利用集積・集約化を促進することを目的としており、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための参考資料とするものです。皆様からいただいた生の声を地域農業に反映させるための重要な調査になりますので、ご理解ご協力をお願いします。

調査対象は、大館市内で10 a 以上の農地を耕作（自己保全を含む）している約5,400世帯です。

調査方法は、対象世帯にアンケート調査用紙と返信用封筒を郵送しますので、ご家族の皆さんで相談し、回答期限までに返信用封筒にて投函願います。なお、地域によっては、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員がアンケート調査用紙を配布・回収します。

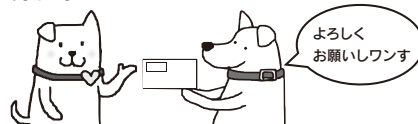
アンケート調査用紙は準備が整い次第、順次発送しますが、分からないことや不明な点がございましたら、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員、大館市農業委員会事務局まで、お気軽にお問い合わせください。

なお、このアンケート調査で知り得た個人情報は、「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」の公的な関連業務にのみ利用するもので、目的外利用や第三者への提供は行いません。



～主なアンケートの内容～

- 経営状況について
- 耕作（自己保全を含む）している農地の状況について
- 耕作（自己保全を含む）している農地の管理意向・貸付希望について
- 地域農業の現状について
- 地域農業の将来について



老後の備えは国民年金プラス

農業者年金に加入を 加入条件は

国民年金
第1号被保険者

※国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

20歳以上
60歳未満

- 保険料は月額2万円から6万7千円まで自由に決められます。
- 年金は生涯支給されます。
- 節税効果が期待できます。(保険料は全額社会保険料控除)
- 農業の担い手には国から保険料の補助があります。
※青色申告をしている認定農業者などが対象となります。39歳までの加入が条件です。



農業者年金の加入申し込みや お問い合わせはお近くのJAまたは農業委員会事務局まで

全国農業 新聞

発行：毎週金曜日・自宅直送

B3版8～10ページ

購読料：月700円（送料とも）

お申し込みは農業委員会事務局まで

農地パトロールを実施中！

農業委員会では、遊休農地の解消、違反転用の発生防止と早期発見のため、すべての農地を対象として農地パトロール(利用状況調査)を実施します。

農業委員・推進員が各地区を巡回し、お話を伺うこともありますので、皆様のご協力をお願いします。

転用の相談は農業委員会へ

農業委員会からのお知らせ



農地の売買・贈与・貸借等には、農業委員会の許可が必要です。また、農地転用許可は、転用(農地を農地以外のものにすること)する農地の面積が2haを超える場合は秋田県が許可権限を有し、2ha以下の場合は大館市が許可権限を有しています。

申請や相談の窓口は農業委員会です。申請内容によっては許可できない場合もありますので、事前にご相談ください。また、荒廃した農地の相談にも応じていますので、お気軽にご相談ください。